

## 支給額

1 対象月<sup>1</sup>・基準月の月間売上額<sup>2</sup>を計算してください。(⇒方法は[次ページを参照](#)ください。)

**対象月**：令和3年4・5・6月

**基準月**：平成31年（令和元年）又は令和2年<sup>3</sup>における対象月と同じ月

（例）対象月を令和3年4月とした場合、基準月は平成31年又は令和2年の4月となります。

2 対象月の月間売上減少率を下記の通り計算してください。

対象月の月間売上減少額 = 基準月の月間売上額 - 対象月の月間売上額

対象月の月間売上減少率 = 対象月の月間売上減少額 / 基準月の月間売上額 × 100

▶ 月間売上減少率が30%未満の月は支給対象外です。

<sup>1</sup> 令和3年4・5・6月のうち、平成31年（令和元年）又は令和2年の同月比で売上が30%以上減少した月

<sup>2</sup> 下記の考え方による月間の事業収入等から、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等を差し引いた額

① 中小企業等の場合 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書の別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方による

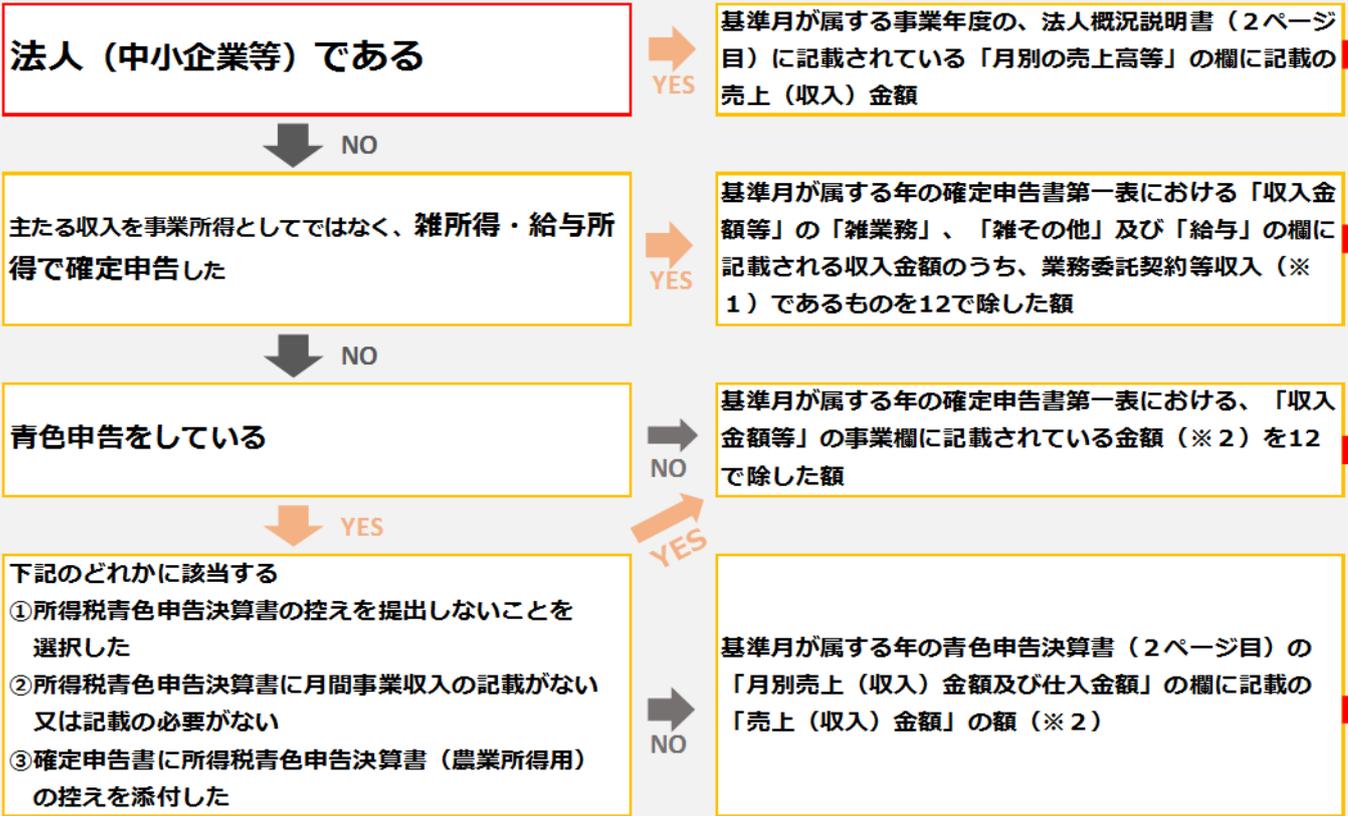
② 個人事業主等の場合 年間の個人事業収入（個人確定申告書の第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方による

③ 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの

<sup>3</sup> 対象月ごとに、どちらかの年をご選択ください。ただし、対象月について国の月次支援金の給付決定を受けている場合には、国の基準年と同一の年を選択してください。

## 【月間売上額の考え方】

### 基準月の月間売上額



### 新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体から受けた給付金、補助金、助成金等を除外

例 持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮要請・依頼に伴い支払われる協力金

### 基準月の月間売上額

- (※ 1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの
- (※ 2) ただし、課税特例措置により、この金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。

### 対象月の月間売上額

### 令和3年分の確定申告に使用する、対象月の売上台帳等の合計金額（※）

※ただし 上記助成金等を売上台帳等に計上している場合 には、その金額を差引き  
修正後の合計金額 を台帳等に 手書き等で補記 した金額を使用してください。

### 対象月の月間売上額

### ※売上台帳等の写しを提出いただく際のお願い※

売上台帳等の写しには、「令和3年●月」と明記するとともに、月間売上額が記載されている部分（補記をした場合には、補記の部分）には、必ず **マーカー等で色** をつけていただくようお願いいたします。（⇒8ページ3の【注意事項】もご覧ください。）



### 3—① 月間売上減少率が50%以上の月は国月次支援金に加算して支給

#### ▶ 50%以上

##### 1 対象月の月間売上減少額—国月次支援金の給付額

2 支給上限額	中小企業等	酒類販売事業者（※）	20万円/月
		その他の事業者	5万円/月
	個人事業者等	酒類販売事業者（※）	10万円/月
		その他の事業者	2.5万円/月

※申請日時点で有効な酒税法第7条に規定する酒類の製造免許又は同法第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者

▶ ひと月あたり**1**か**2**のうち**いずれか少ない金額を支給**

### 3—② 月間売上減少率が30%以上50%未満の月は都独自に給付金を支給

#### ▶ 30%以上50%未満

##### 1 対象月の月間売上減少額

2 支給上限額	中小企業等 (業種は問いません)	10万円/月
	個人事業者等 (業種は問いません)	5万円/月

▶ ひと月あたり**1**か**2**のうち**いずれか少ない金額を支給**

#### 支給額の考え方

##### 1 対象月の月間売上減少率が50%以上の場合

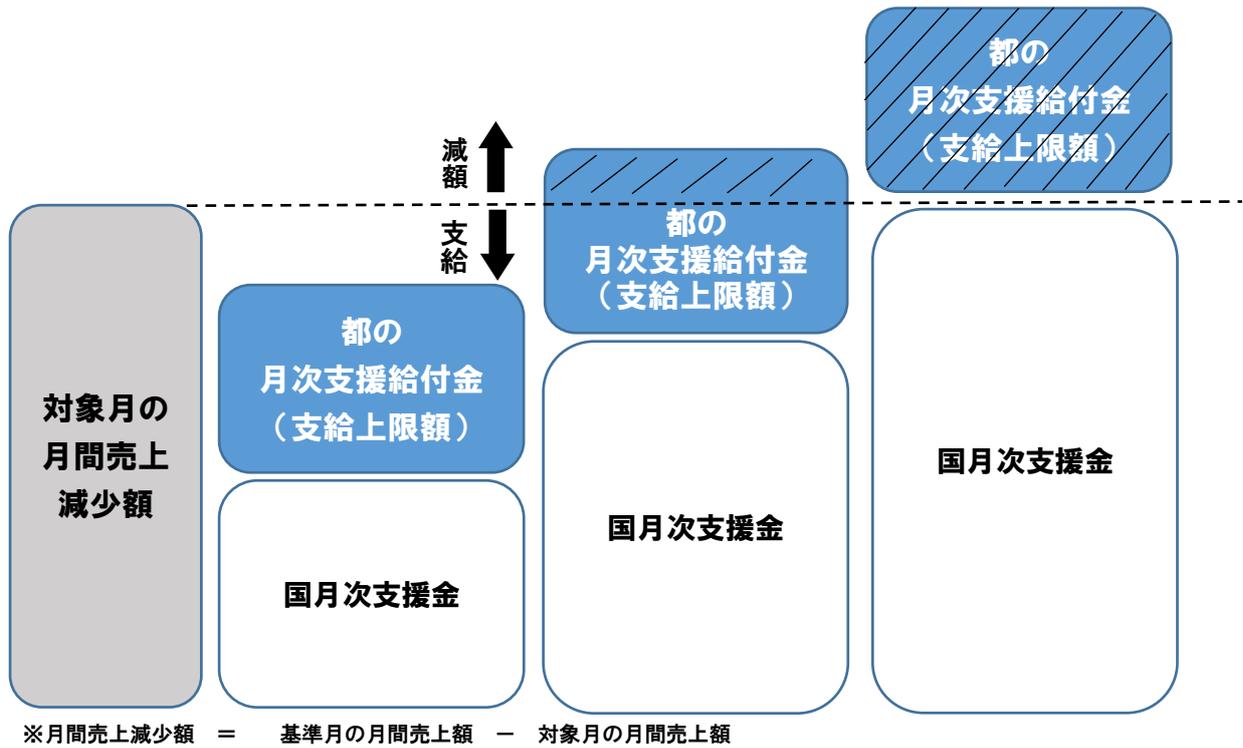
申請者が国月次支援金の給付を受けた場合は、支給上限額を限度として、国月次支援金の給付額を対象月の月間売上減少額から差し引いた額が、支給額となります。

したがって、対象月の月間売上減少額の全額が国月次支援金によって補填されている場合には、給付金は支給されません。(次ページ図)

〈①全額支給の場合〉

〈②減額される場合〉

〈③不支給の場合〉



## 2 対象月の月間売上減少率が30%以上50%未満の場合

売上減少率が30%以上50%未満の場合、支給上限額を限度として、対象月の月間売上減少額が支給額となります。